

## 教育大綱の策定について

○国の法律改正に伴う通知（抄）

- 1 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 2 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めること。第2次教育振興基本計画(平成25年6月)においては、下記に掲げる成果目標の部分が大綱策定の際に参酌すべき主たる対象である。
- 3 大綱が対象とする期間については、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定している。
- 4 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くし、地方公共団体の長が策定する。

### 第2次教育振興基本計画（国）

- 3つの理念 創造・自立・協働
- 4つの基本的方向性
  - 1 社会を生き抜く力の養成
  - 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
  - 3 学びのセーフティネットの構築
  - 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- 8つの成果目標
  - 成果目標1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）
  - 成果目標2 課題探求能力の習得（大学～）
  - 成果目標3 自立・協働・創造に向けた力の習得（生涯全体）
  - 成果目標4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
  - 成果目標5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成
  - 成果目標6 意欲ある全ての者への学習機会の確保
  - 成果目標7 安全・安心な教育研究環境の確保
  - 成果目標8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成